

## 令和7年度春季における都市緑化推進運動実施要綱

### 1 目的

都市における緑は、オープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、良好な景観の形成など様々な機能を有しており、都市住民が健康で文化的な生活を送るうえで不可欠なものである。昨今、気候変動対策としての温室効果ガスの吸収、暑熱環境の改善、生物多様性の確保など地球規模での環境問題に加え、人々の幸福度（Well-being）の向上などの課題解決に向けて、都市の緑が有する機能への期待が高まってきている。

2027年には、神奈川県横浜市において「2027年国際園芸博覧会」(GREEN×EXPO2027)が、「幸せを創る明日の風景」をテーマに、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を目的として開催される。開催に向けた気運醸成のため、全国各地での花や緑に関する取組みを一層盛り上げ、相乗効果を高めていくことが期待される。

このため、緑の存在が新緑や色とりどりの花々によって鮮やかに意識される春季に、広く国民の参加と協力を得て、緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるための都市緑化推進運動を広く展開するものである。

### 2 期間

令和7年4月1日（火）～6月30日（月）とする。

### 3 主催

国土交通省、都道府県、市町村

### 4 テーマ

『花と緑のまちづくり』

## 5 実施内容

都市における緑の保全、創出、活用を市民の参加、協力のもとに推進するために、下記の事項を積極的に実施するものとする。なお、本運動における行事等の実施にあたっては、感染症対策にも留意し、適切な対策を講じることとする。

### ① 全国「みどりの愛護」のつどいの開催

令和7年6月7日（土）に第36回全国「みどりの愛護」のつどいを千葉県にて開催する。

### ② 「みどりの日」（5月4日）、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）行事の実施

「みどりの日」、「みどりの月間」の制定の趣旨を踏まえ、「みどり」にちなんだ行事を開催する。

### ③ 有料公園の無料開放

国及び地方公共団体の設置する有料の都市公園について、「みどりの日」「みどりの月間」を中心として無料開放を行う。

### ④ 普及啓発活動の実施

市民参加による緑のまちづくりを推進するため、緑に関するセミナー、シンポジウム、コンクール等の普及啓発活動を実施する。

### ⑤ 都市緑化基金等への募金活動の展開

民有地における緑化活動を充実するため、都市緑化基金等への募金活動を展開する。

### ⑥ みどりの愛護活動の実施

公園緑地、河川、道路等においてみどりの愛護に関する活動を推進する。

### ⑦ 広報活動の実施

広く市民の参加、協力を得るため、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター、インターネット等の活用による広報活動を積極的に実施する。